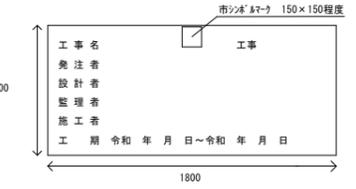
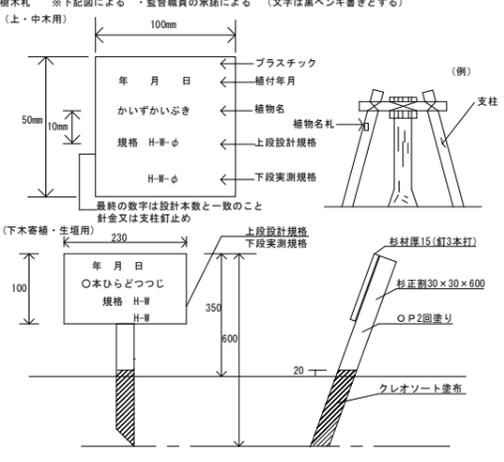


MEMO		一級建築士事務所 知事登録 第1-3-66号		設計者 大臣登録 第133050号 一級建築士 立石 功貴		工事名称 串木野中学校環境改善工事（樹木伐採外）		設計年月 2024（R6）年10月		図面番号 縮尺 NO SCALE																																																																														
<h2 style="text-align: center;">建築改修工事特記仕様書</h2> <p>1. 共通仕様 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、全て国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（令和4年版）」（以下、「改修標準仕様書」という。）により、改修標準仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（令和4年版）」（以下、「標準仕様書」という。）による。 2. 改修標準仕様書及び標準仕様書のうち必要として特記する事項と、その他必要として特記する事項を特記事項とする。 3. 特記仕様 (1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。 (2) 特記事項は、◎印の付いたものを適用する。 (3) ○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。 (4) ◎印と◎印の付いた場合は、共に適用する。 (5) 特記事項に記載の〔 〕内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。 (6) 特記事項に記載の（ ）内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。 (7) □印は「同等による環境物品等の調達推進に関する法律」（以下「グリーン購入法」という）の特記調達品目を示す。 グリーン購入法による調達推進品目は「鹿児島県環境物品等調達方針」の環境物品等調達推進品目等一覧表及び別表1（鹿児島県のホームページからダウンロード可能）による。 4. 前払金 契約金額100万円以上の工事においては、契約金額（全体又は年度毎の出来高予定額）の10分の4を超えない範囲内に限り前払金の支払を請求することができる。 5. 中間前払又は部分払の選択 契約金額100万円以上の工事においては、契約に当たり中間前払又は部分払を選択することができる。 6. 中間前払金 契約金額（全体又は年度毎の出来高予定額）の10分の2を超えない範囲内に限り7の全ての要件を満たす場合に中間前払金の支払を請求することができる。 7. 中間前払金の要件 (1) 工期の2分の1を経過していること。 (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。 (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負金額の2分の1以上の額に相当するものであること。 8. 部分払 前払金を支払ったものについては工期中2回まで、前払金の支払がされていないものは工期中3回までとする。 9. 火災保険 契約締結後速やかに火災保険に加入し、保険期間は工期後21日とする。 10. 県産資材の優先使用 (1) 工事に使用する資材については、県内で産出、生産又は製造されたもの（以下、「県産資材」という。）の優先使用に努めることとし、さらに、県産資材以外の資材等についても、県内に本店を置く資材業者等から調達するよう努めることとする。 (2) 以下に記載する「指定主要資材」の中で県産資材を使用しない場合は、「県産資材等不使用状況報告書」を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。 「指定主要資材（7品目）【生コン（レディミクストコンクリート）コンクリート二次製品 石材類 アスファルト合材 木材 樹木定 〕」 (3) 前項の「県産資材等不使用状況報告書」において、第1項の資材業者等から調達しない場合は、その理由を記載すること。 (4) 工事完成時及び監督職員から指示された場合、「建設資材使用実績報告書」を監督職員に提出すること。 11. 下請工事における管内（市内）建設業者の優先活用 (1) 工事の一部を下請けに付する場合は（ ）市内に主たる営業所を有する者を活用するよう努めることとする。 (2) 前項で定めた建設業者を活用しない場合は、施工計画書等の提出と併せて「下請工事における管内建設業者等不活用状況報告書」を監督職員に提出すること。 (3) 工事完成時及び監督職員から指示された場合、「下請業者使用実績報告書」を監督職員に提出すること。 12. 配置技術者等の途中交代 (1) 配置技術者等の途中交代が認められる場合としては、主任技術者又は監理技術者の死亡、傷病、退職等、真にやむを得ない場合のほか、下記に該当する場合である。 ① 受注者の責務によらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合。 ② 工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点。 ③ 大規模な工事であっての契約工期が多年に及び場合。 (2) 上記(1)のいずれの場合であっても、受注者と発注者が協議し、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められる場合のみ途中交代が可能となる。 13. 電子納品 (1) 本工事は、電子納品対象工事であり、電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子納品とは、「鹿児島県電子納品ガイドライン（令和2年3月）：（以下「ガイドライン」という。）」に定める基準に基づいて作成した電子データを指す。 (2) ガイドラインに基づいて作成した電子成果品は電子媒体（CD-R）で正本1部、副本2部の計3部提出する。電子化しない成果品については従来どおりの取扱とする。電子納品レベル及び成果品の電子化の範囲については、事前協議を行い決定するものとする。 (3) 電子成果品を提出する際は、鹿児島県の公開する電子納品チェックソフトによるチェックを行い、エラーが無いことを確認した上で、ファイル対策を実施した上で提出すること。 14. CAD図面データの貸与について 本工事に係るCAD図面データの貸与を希望する場合は、「CAD図面データ借入に係る誓約書」を県に提出すること。なお貸与したCAD図面データは、本工事の履行に必要な施工図及び完成図の作成においてのみ使用することとし、それ以外の目的で使用してはならない。また、当該CAD図面データは、完成図提出までに、受注者において履行期限期間中に複製又は再配布しているもの全てを消去すること。その他、誓約書の記載事項を遵守すること。 15. 暴力団関係者による不当介入を受けた場合の措置 鹿児島県が発注する建設工事等（以下「県工事等」という。）において、暴力団関係者による不当要求又は工事妨害（以下、「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、その旨を速滞なく県（発注者）及び警察に通報すること。県工事等において、暴力団関係者による不当介入を受けたことにより工程に被害が生じた場合は、県（発注者）遅れが生じる等との協議を行うこと。 16. ダンプトラック等による過積載等の防止について (1) 工事用資機材等の積載超過のないようにすること。 (2) 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。 (3) 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することがないようにすること。 (4) さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造したダンプカーが、工事現場に入り出すことがないようにすること。 (5) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下、「法」という。）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。 (6) 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。 (7) (1)から(6)のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。 17. 施工体制台帳の作成等について 本工事の受注者は、建設工事の一部を下請けに付する場合は、施工体制台帳及び添付書類を作成し、工事現場に据え置くとともに、その写しを監督職員に遅滞なく（遅くとも下請工事の着手前までに）提出すること。また、施工体制台帳の記載事項又は添付書類に変更があったときは、その都度、当該変更があった年月日を付記して、変更に関する事項について、作成し提出すること。 18. 施工体系図の作成等について 本工事の受注者は、工事を施工するために、建設工事の一部又は以下のアからエの業務を下請けに付する場合は、施工体系図を作成し、工事の期間中、工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲示するとともに、その写しを監督職員に遅滞なく（遅くとも下請工事又は業務の着手前までに）提出すること。また、施工体系図の記載事項に変更があったときは、その都度、変更に関する事項について、作成し、提出すること。 ア 依據及び測量・調査等の工事現場で作業を行う業務 イ 土砂やコンクリート等の運搬のみを行う業務 ウ 工事現場の警備（交通誘導を含む）を行う業務 エ その他監督職員が記載を指示した業務等</p>		<p>1 各区分共通事項</p> <p>① 適用基準等 ※ 適用を受ける関係法令等を遵守すること（参考） ・建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官庁営繕部建築課監修 令和4年版） ・建築工事安全施工技術指針（官庁営繕部） ・建設工事公衆災害防止対策要綱（建設工事編）（官庁営繕部） ・建設副産物適正処理推進綱（平成14年5月30日国交省通知122号等） ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・資源の有効な利用の促進に関する法律（リサイクル法） ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法） ・大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成26年6月21日法律第58号）</p> <p>② 工事実績情報の登録 ※適用する（※工事請負金額 500万円以上（ ）） [1.1.4]</p> <p>③ 品質計画 ・施工計画書で工法を定める場合の風圧力の計算 [1.1.2] ※基準風速（Vo）（38）m/s ※地表面粗度区分（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ） 適用工種 ・ALCパネル(外壁、屋根) ・押出成形セメント板(外壁) ・外壁石張(乾式) ・外装材(外断熱工法) ・長尺金属屋根 ・折板葺 ・アルミ葺木 ・ガラスブロック ・シート(塗膜) 防水(機械式) ・屋根緑化システム・（ ）</p> <p>④ 電気保安技術者 工事現場における電気保安技術者は、電気事業法に基づき電気主任技術者の職務を補佐し、 [1.3.3] 電気工作物の保安の業務を行うものとする。 ・要 ・不要</p> <p>⑤ 施工条件 改修標準仕様書 [1.3.5] 以外の施工条件 ※現場説明書による ・図示 [1.3.5]</p> <p>⑥ 発生材の処理 ・発注者に引渡しを要するもの（・金属類 ・PCB含有物） [1.3.12] 引渡し場所 ※構内 ・（ ） 再生資源化を図るもの又は廃棄するもの ○有 ・無</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>受入れ施設名</th> <th>所在地</th> <th>搬出距離(km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○コンクリート塊</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○アスファルト・コンクリート塊</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○建設発生木材</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>上記に示す受入れ施設は参考であり、実施に当たっては関係法令を遵守し、適切な処理を行うものとする。なお、処分場の決定に当たっては監督職員と協議する。 ※建設廃棄物処理計画書の作成 ※再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書の作成</p> <p>⑦ 環境への配慮 [1.4.1] 本工事の建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するとともに、次の(1)から(4)を満たすものとする。 1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、保温材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しない又は発生量が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 2) 接着剤及び塗料はトルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 3) 接着剤は可塑剤（フタル酸ジエーテル・ブチル酸及びフタル酸ジエーテル・ヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する。 4) 1)の材料をして作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しないが、発生量が極めて少ない材料を使用したものとす。また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」は、次のとおりとする。 ・規制対象外 ①建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料 ②建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 ・第三種品目 ①建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料 ②建築基準法施行令第20条の7第3項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 ・アスベスト含有建材 本工事に使用する材料については、アスベストを含有しないものとする。</p> <p>⑧ 材料の品質等 [1.4.2] 本工事に使用する材料等は、設計図書に定める所要の品質及び性能を有するものとし、JISマーク及びJISマークの表示のない材料及びその製造業者は、次の(1)から(6)すべての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は、外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監督職員の承諾を受ける。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りではない。 (1) 品質及び性能に関する試験データを整備していること (2) 生産施設及び品質の管理を適切に行っていること (3) 安定的な供給が可能であること (4) 法令等で定める許可、認可、認定又は免許等を取得していること (5) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること (6) 販売、保守等の営業体制を整えていること なお、商品名等が記載された材料は、当該材料又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は、あらかじめ監督職員の承諾を受ける。</p> <p>⑨ 特別な材料の工法 改修標準仕様書及び、標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定工法による。 下記により適用する技能士については、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業を [1.7.2] するとともに、他の技能士に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行う</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用工事種別</th> <th>技能検定の職種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防水改修工事</td> <td>・アスファルト防水工事作業 ・合成ゴム系シート防水工事作業 ○塗膜防水工事作業 ○シーリング防水工事作業 ・左官 ・建築板金</td> </tr> <tr> <td>外壁改修工事</td> <td>・左官 ・タイル張り ・塗装（建築塗装作業） ・樹脂接着材注入施工</td> </tr> <tr> <td>建具改修工事</td> <td>・サッシ施工 ・ガラス施工 ・自動ドア施工</td> </tr> <tr> <td>内装改修工事</td> <td>○プラスチック系床仕上げ工事作業 ○ボード仕上げ工事作業 ○内装仕上げ施工（鋼製下地工事作業） ○表装（壁装作業） ○左官 ○増築大工 ・タイル張り</td> </tr> <tr> <td>塗装改修工事</td> <td>○塗装（建築塗装作業）</td> </tr> <tr> <td>耐震改修工事</td> <td>・鉄筋施工 ・型枠施工 ・土工</td> </tr> <tr> <td>ブロック、ALCパネル工事</td> <td>・ブロック建築 ・ALCパネル施工</td> </tr> <tr> <td>石工事</td> <td>・石材施工（石張り施工）</td> </tr> <tr> <td>積載工事</td> <td>・運搬</td> </tr> <tr> <td>畳工事</td> <td>・畳製作</td> </tr> </tbody> </table>	分類	受入れ施設名	所在地	搬出距離(km)	○コンクリート塊				○アスファルト・コンクリート塊				○建設発生木材				適用工事種別	技能検定の職種	防水改修工事	・アスファルト防水工事作業 ・合成ゴム系シート防水工事作業 ○塗膜防水工事作業 ○シーリング防水工事作業 ・左官 ・建築板金	外壁改修工事	・左官 ・タイル張り ・塗装（建築塗装作業） ・樹脂接着材注入施工	建具改修工事	・サッシ施工 ・ガラス施工 ・自動ドア施工	内装改修工事	○プラスチック系床仕上げ工事作業 ○ボード仕上げ工事作業 ○内装仕上げ施工（鋼製下地工事作業） ○表装（壁装作業） ○左官 ○増築大工 ・タイル張り	塗装改修工事	○塗装（建築塗装作業）	耐震改修工事	・鉄筋施工 ・型枠施工 ・土工	ブロック、ALCパネル工事	・ブロック建築 ・ALCパネル施工	石工事	・石材施工（石張り施工）	積載工事	・運搬	畳工事	・畳製作	<p>11 室内空気中の化学物質の濃度測定 [1.7.9] 着工前及び施工完了時に室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン（学校施設については、パラジクロロベンゼンを加えた6物質）の濃度を測定し、監督職員に提出すること。 測定はパッシブ型採取機器により行う。 着工前の測定 ・行う 測定対象室と箇所数 ・図示 ・（ ）か所 なお、結果が良好でなかった場合には、監督職員と協議し対策を行うこと。</p> <p>12 完成図等 [1.9.2] 完成図 ※作成する（完成図の種類 ※全ての設計図 ・（ ）） [1.9.2] 完成図の様式等 A3縮小二つ折り製本 ※3部 ・（ ）部 A1二つ折り製本 ※1部 ・（ ）部 完成図のCADデータ CD-R ※3枚 ・（ ）枚 ・作成しない 保全に関する資料 ・作成する（提出部数 ※1部 ・（ ）部） ※作成しない</p> <p>13 完成写真等 撮影箇所及び方法については、「工事写真撮影ガイドブック（平成30年版）」による 下記のものに監督職員に提出する。ただし、原画は撮影業者の保管とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>分類</th> <th>規格</th> <th>部数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>着工前</td> <td>※デジタルカメラ</td> <td>画素：キャビネサイズ 部分：サービサイズ</td> <td>※1部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事中（検査状況）</td> <td>※デジタルカメラ</td> <td>カラーサービサイズ</td> <td>※1部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>完成時（出来形時）</td> <td>※デジタルカメラ</td> <td>画素：キャビネサイズ 部分：サービサイズ</td> <td>※1部</td> <td>外観4面/棟 内部全状況</td> </tr> <tr> <td>実態調査用</td> <td>※デジタルカメラ</td> <td>カラーサービサイズ</td> <td>※2部</td> <td>外観4面/棟</td> </tr> <tr> <td>電子データ</td> <td>・完成時写真 ・工事中写真 ・着工前写真</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>100×125以上の原画を使う場合には、監督職員にあらかじめ述べた焼きを提出し確認を受ける。 電子データは、RGB（フルカラー）、JPEG形式の高画質とし、CD-ROMに出力する。 外壁改修工事の施工状況は、工法毎に各面（東、西、南、北、南段差、屋上塔屋等）2箇所程度とし、完成は各面・工法毎に全箇所撮影する。 各工法の施工状況（施工中の写真は、同じ番号で工事写真を撮影のこと。） 撮影する施工状況 ひび割れ部改修工法 ・マーキング ・下地処理 ・注入孔差し出し ・産金取付 ・シール ・シリンドラ取付状況 ・注入状況 ・仕上状況 欠損部改修工法 ・マーキング ・はつり ・清掃 ・鉄筋の錆落とし ・防錆材塗布 ・ステンレスピン打 ・ポリマーセメントモルタル充填 ・仕上げ厚又は全塗厚が厚い場合の施工状況 浮き部改修工法 ・マーキング ・穴あけ（ドリル使用） ・清掃 ・エポキシ樹脂注入 ・ステンレスピン注入 ・エポキシ樹脂注入後の浮き確認 ・表面処理 完成写真の撮影業者 ※監督職員の承諾する撮影者 ・監督職員の承諾する撮影業者</p> <p>14 設備工事との取合い 設備機器の設置、取合い等が検討できる施工図を提出し、監督職員の承諾を受ける。</p> <p>15 設計図 ※図示 ・設計図=現状図</p> <p>16 既存部分等への措置 工事施工に際し、既存部分を汚染又は損傷した場合は監督職員に報告するとともに承諾を受けて現状に準じて補修する。</p> <p>17 騒音振動の防止 低騒音型、低振動型建設機械指定要領に基づき指定された建設機械を使用する。 適用工事（土、地業、コンクリート、舗装、植栽、取りこわし等）</p> <p>18 部分使用 この工事については部分使用は ○有（図示） ・無</p> <p>19 一部完成 この工事については一部完成は ・有（図示） ・無</p> <p>20 中間検査 この工事については、中間検査を ・行う ・行わない 行う場合は、工事の進捗率が概ね50%に達した時期又は、躯体工事中（とりこわし工事完了時、配筋又は鉄骨建方完了時）及び内装工事等施工途中を検査の目安とし、工事受注者は検査の希望日を監督職員と協議し、発注者に申し出ること。</p> <p>21 防雨・防蟻処理 この工事については、（公社）日本しろあり対策協会（以下、「協会」という。）発行「防除施工標準仕様書」（以下、「防除」という。）による。 この項目に記載の（防 ）内表示番号は、防除の当該項目を示す。 ※使用薬剤は、協会認定薬剤のうち、非有機リン系薬剤とする。 ※工事施工者は、原則として協会登録施工業者とする。 ※土壌処理 処理の適用分 ※行う ・行わない [防 1.2] 処理の方法 ※帯状散布法、面状散布法の一つ又はその組み合わせによって行う。 [防 1.3. (1)] ・木材処理 処理の適用分 ※行う ・行わない [防 1.2] 処理の方法 ※収付け処理法、塗布処理法の一つ又はその組み合わせによって行う。 [防 1.3. (2)] ※処理の箇所 ・木造の場合 ※1.4. (2) ①～⑥及び⑧に規定する箇所 ・陸梁、合掌、小屋梁、間仕切、桁、火打梁などと数桁又は軒桁との仕口面 ・2階梁、火打梁と胴差との仕口面 ・木造以外の場合 ※1.4. (2) ⑦に規定する箇所 ・2以上の階の床面より1m以内にある木部でコンクリート、石、レンガに接する面 ※保証書及び期間 白蟻防除工事について、下記事項を記載した5年保証書を提出すること。なお、保証書については元請業者と白蟻防除工事施工業者と連帯とする。 (7) 工事名称 (8) 建物の所在地 (9) 建物の構造・用途・面積 (10) 白蟻防除工事の施工面積 (11) 防除処理 別並けに使用薬剤名、製造者名、施工年月日 (12) 登録施工業者委員会名簿 (13) 施行した防除士の氏名及び登録番号・取得年月日・登録年月日 (14) 保証期間 ※工事施工に当たり、協会発行「しろあり防除施工における安全管理基準」を遵守すること。</p> <p>22 鹿児島県トライアル発注制度の製品等 製品名（ ） 施工箇所 ※図示による ・（ ）</p>	区分	分類	規格	部数	備考	着工前	※デジタルカメラ	画素：キャビネサイズ 部分：サービサイズ	※1部		工事中（検査状況）	※デジタルカメラ	カラーサービサイズ	※1部		完成時（出来形時）	※デジタルカメラ	画素：キャビネサイズ 部分：サービサイズ	※1部	外観4面/棟 内部全状況	実態調査用	※デジタルカメラ	カラーサービサイズ	※2部	外観4面/棟	電子データ	・完成時写真 ・工事中写真 ・着工前写真				<p>2 仮設工事</p> <p>1 足場その他 外部足場 ・設置する（設置範囲 工事に必要な範囲・ ） ・設置しない 防護シートによる養生 ・設置する（設置範囲 工事に必要な範囲・ ） 内部足場 ※脚立、足場板等 材料、搬出方法 ・A種 ・B種 ・C種 ・D種 ・E種</p> <p>2 既存部分の養生 既存部分の養生 ・行う ・行わない [2.3.1] 養生方法 ※ビニールシート、合板等による ・（ ） 既存部分の特別養生 ・行う [2.3.1] 設置範囲及び養生方法 ※図示 ・（ ） 既存家具、既存設備等の養生 ※ビニールシート、合板等による ・（ ） [2.3.1] 開口部の養生 ・行う ・行わない 養生方法 ・合板張りによる ・（ビニールシート類等） ・設置範囲 ※図示 ・（ ） 固定された備品、机、ロッカー等の移動 [2.3.1] ・行わない ・行う（図示）</p> <p>3 仮設間仕切り 仮設間仕切り等の種類 [2.3.2] [表2.3.1] <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>材質</th> <th>仕上げ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・A種</td> <td>・せっこうボード厚9.5両面張り グラスウール充填厚さ（ ）</td> <td>・片面塗装</td> </tr> <tr> <td>・B種</td> <td>・せっこうボード厚9.5片面張り ・合板厚9片面張り</td> <td>・片面塗装</td> </tr> <tr> <td>・C種</td> <td>・せっこうボード厚9.5（内部面）+合板厚9（外部面）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>・仮設扉</td> <td>※合板張り木製扉 程度</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 監督員事務所 ・設ける ・設ける（既存建築物の一部を使用する） ・設けない 面積規模（・10㎡・20㎡・35㎡・65㎡・100㎡・（ ）㎡）程度 仕上げの程度、設置する設備、備品の種類及び数量は現場説明書による。 ⑤ 工事用水 ⑥ 工事用電力 ⑦ 現場表示板 規格 ※下図による ○監督職員の承諾による 材質 ※県産杉板 ○監督職員の承諾による ※設置位置は、監督職員との協議による。また取付けは、強風に対し安全な工法とする。</p>  </p>	種別	材質	仕上げ	・A種	・せっこうボード厚9.5両面張り グラスウール充填厚さ（ ）	・片面塗装	・B種	・せっこうボード厚9.5片面張り ・合板厚9片面張り	・片面塗装	・C種	・せっこうボード厚9.5（内部面）+合板厚9（外部面）	—	・仮設扉	※合板張り木製扉 程度	—	<p>3 土工</p> <p>① 埋戻し及び盛土 種別 ・A種 ※B種 ・C種 ・D種 [3.2.3] [表3.2.1] C種の場合（発生場所） （運搬先） （運搬 ・発生原因箇所 ・本工事 km）</p> <p>② 建設発生土の処理 [3.2.5] ※構外排土場所 受入れ施設名 所在地 受け入れ場所（ ）（ ） 受け入れ場所の処置（・敷均し ※たい積） 搬出距離（ ）km 上記に示す受入れ場所・距離は参考であり、実施に当たっては監督職員と協議のうえ決定する ○構内排土の場所（○敷均し ・たい積）</p>
分類	受入れ施設名	所在地	搬出距離(km)																																																																																					
○コンクリート塊																																																																																								
○アスファルト・コンクリート塊																																																																																								
○建設発生木材																																																																																								
適用工事種別	技能検定の職種																																																																																							
防水改修工事	・アスファルト防水工事作業 ・合成ゴム系シート防水工事作業 ○塗膜防水工事作業 ○シーリング防水工事作業 ・左官 ・建築板金																																																																																							
外壁改修工事	・左官 ・タイル張り ・塗装（建築塗装作業） ・樹脂接着材注入施工																																																																																							
建具改修工事	・サッシ施工 ・ガラス施工 ・自動ドア施工																																																																																							
内装改修工事	○プラスチック系床仕上げ工事作業 ○ボード仕上げ工事作業 ○内装仕上げ施工（鋼製下地工事作業） ○表装（壁装作業） ○左官 ○増築大工 ・タイル張り																																																																																							
塗装改修工事	○塗装（建築塗装作業）																																																																																							
耐震改修工事	・鉄筋施工 ・型枠施工 ・土工																																																																																							
ブロック、ALCパネル工事	・ブロック建築 ・ALCパネル施工																																																																																							
石工事	・石材施工（石張り施工）																																																																																							
積載工事	・運搬																																																																																							
畳工事	・畳製作																																																																																							
区分	分類	規格	部数	備考																																																																																				
着工前	※デジタルカメラ	画素：キャビネサイズ 部分：サービサイズ	※1部																																																																																					
工事中（検査状況）	※デジタルカメラ	カラーサービサイズ	※1部																																																																																					
完成時（出来形時）	※デジタルカメラ	画素：キャビネサイズ 部分：サービサイズ	※1部	外観4面/棟 内部全状況																																																																																				
実態調査用	※デジタルカメラ	カラーサービサイズ	※2部	外観4面/棟																																																																																				
電子データ	・完成時写真 ・工事中写真 ・着工前写真																																																																																							
種別	材質	仕上げ																																																																																						
・A種	・せっこうボード厚9.5両面張り グラスウール充填厚さ（ ）	・片面塗装																																																																																						
・B種	・せっこうボード厚9.5片面張り ・合板厚9片面張り	・片面塗装																																																																																						
・C種	・せっこうボード厚9.5（内部面）+合板厚9（外部面）	—																																																																																						
・仮設扉	※合板張り木製扉 程度	—																																																																																						

22	舗装工事(地)	2 路盤	路盤の構成及び厚さ ・ 図示 [22.2.2、3、5] [表22.3.1]
		舗装材料の種類 ・ クラッシュラン C-40 ・ 粒度調整砕石 ※再生材 ☑ ※クラッシュラン RC-40 ・ 粒度調整砕石 ・ クラッシュラン鉄鋼スラグ ☑ CS-40 ・ 粒度調整鉄鋼スラグ ☑ ・ 水硬性粒度調整鉄鋼スラグ ☑	
3	アスファルト舗装	3 アスファルト舗装	アスファルト舗装の構成及び厚さ ※図示 [22.4.2~6] [表22.4.4] 材料及び種類 アスファルト ※再生アスファルト ☑ (・60~80 ・80~100) ・ストレートアスファルト 骨材 ※道路用砕石 ※アスファルトコンクリート再生骨材 ☑ 加熱アスファルト混合物等の種類 ※密粒度アスファルト混合物 (13) ・ 細粒度アスファルト混合物 (13) シールコートの施工 ・ 行う ・ 行わない 試験 アスファルト混合物等の抽出試験 ・ 行う ・ 行わない 舗装の平坦性 ※通行の支障となる水たまりを生じない程度
		4 コンクリート舗装	コンクリート舗装の構成及び厚さ [22.5.2~4、6] [表22.5.1、3] 舗装の種類 部 位 構 成 厚 さ (mm) コンクリート舗装 車路及び駐車場 ・ 図示 ・ 150 ・ 歩行者用通路 ・ 図示 ・ 70 ・ 材料 コンクリート コンクリートの種類 ・ 設計基準強度 ・ 所定のスランプ ※8 ・ 粗骨材の最大寸法 ・ ※普通コンクリート、標仕 表22.5.1による 早強ポルトランドセメント ・ 使用しない 注入目地材料 ※低弾性タイプ ・ 高弾性タイプ 目地 種類 ・ 間隔 ・ m程度ごと 構造 ・ 図示 ・ ※標仕 表22.5.3及び図22.5.1による 溶接金網 ※使用する 試験 アスファルト混合物等の抽出試験 ・ 行う ・ 行わない 舗装の平坦性 ※通行の支障となる水たまりを生じない程度
5	透水性アスファルト舗装	5 透水性アスファルト舗装	透水性アスファルト舗装の構成及び厚さ ※図示 [22.7.2、3、6] 材料 骨材 ※道路用砕石 ・ アスファルトコンクリート再生骨材 ☑ (表22.4.1) 試験 開粒度アスファルト混合物等の抽出試験 ※行う ・ 行わない 砂の粒度試験 ・ 行う ・ 行わない 舗装の平坦性 ※著しい不陸がないもの ・
		6 ブロック系舗装	・ コンクリート平板舗装 ☑ [22.8.2、3] 種 類 寸 法 (mm) 厚 さ (mm) 目 地 材 備 考 ※普通平板 (N) ※300角 ※60 ※砂 表面加工 ・ 透水平板 (P) ・ ・ ・ ・ 研ぎ出し ・ 保水性平板 (M) ・ ・ ・ ・ 洗い出し ・ たたき出し クッション材 ※砂 ・ 空練りモルタル 普通平板は ☑ (再生材料を用いた舗装用ブロック)、透水平板は ☑ (透水性コンクリート)とする。 ただし、調達困難な場合は監督職員と協議を行うものとする。 仕上り面の平坦性 ※歩行に支障となる段差がないものとし、コクリート平板間の段差は3mm以内とする。 ・ インターロッキングブロック舗装 ☑ [22.8.2、3] 種 類 厚 さ (mm) 形状寸法 曲げ強度 (N/mm ²) 備 考 ※普通ブロック (N) 車路 ・ 図示 ※5.0 表面加工 ・ 透水性ブロック (P) ※80 ・ ・ ・ ・ ・ 保水性ブロック (M) ・ ・ ・ ・ ※普通ブロック (N) 歩行者用通路 ・ 図示 ※3.0 張り方 ・ 透水性ブロック (P) ※60 ・ ・ ・ ※ヘリンボンポンド ・ 保水性ブロック (M) ・ ・ ・ ・ ※ストレッチャーポンド ・ 図示 クッション材 ※砂 ・ 空練りモルタル 歩行者用通路に使用するブロックは ☑ (再生材料を用いた舗装用ブロック)、透水ブロックは ☑ (透水性コンクリート)とする。 ただし、調達困難な場合は監督職員と協議を行うものとする。 仕上り面の平坦性 ※歩行の支障となる段差がないものとし、インターロッキングブロック間の段差は3mm以内とする
7	砂利敷き	7 砂利敷き	種別 [22.9.2] ・ A種 (施工範囲： ・ 図示 ・ 通路 ・) ・ B種 (施工範囲： ・ 図示 ・ 建物周囲その他 ・)
		8 路面標示用塗料	JIS K 5665 (路面標示用塗料) による 種 類 施 工 適 用 色 幅 (mm) 塗布厚さ (mm) ・ 1種 ☑ 常温 液状 ※ 白 ・ 150 ・ 1.5 ・ 2種 ☑ 加熱 粉体状 ・ 100 ・ ※3種1号 溶解 粉体状 ☑ 低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料
9	車止め	9 車止め	車止め用既製コンクリート W200×L600×H120 小型反射板付き 全面接着アンカー併用固定 (形込み30mm埋込65mm以上)

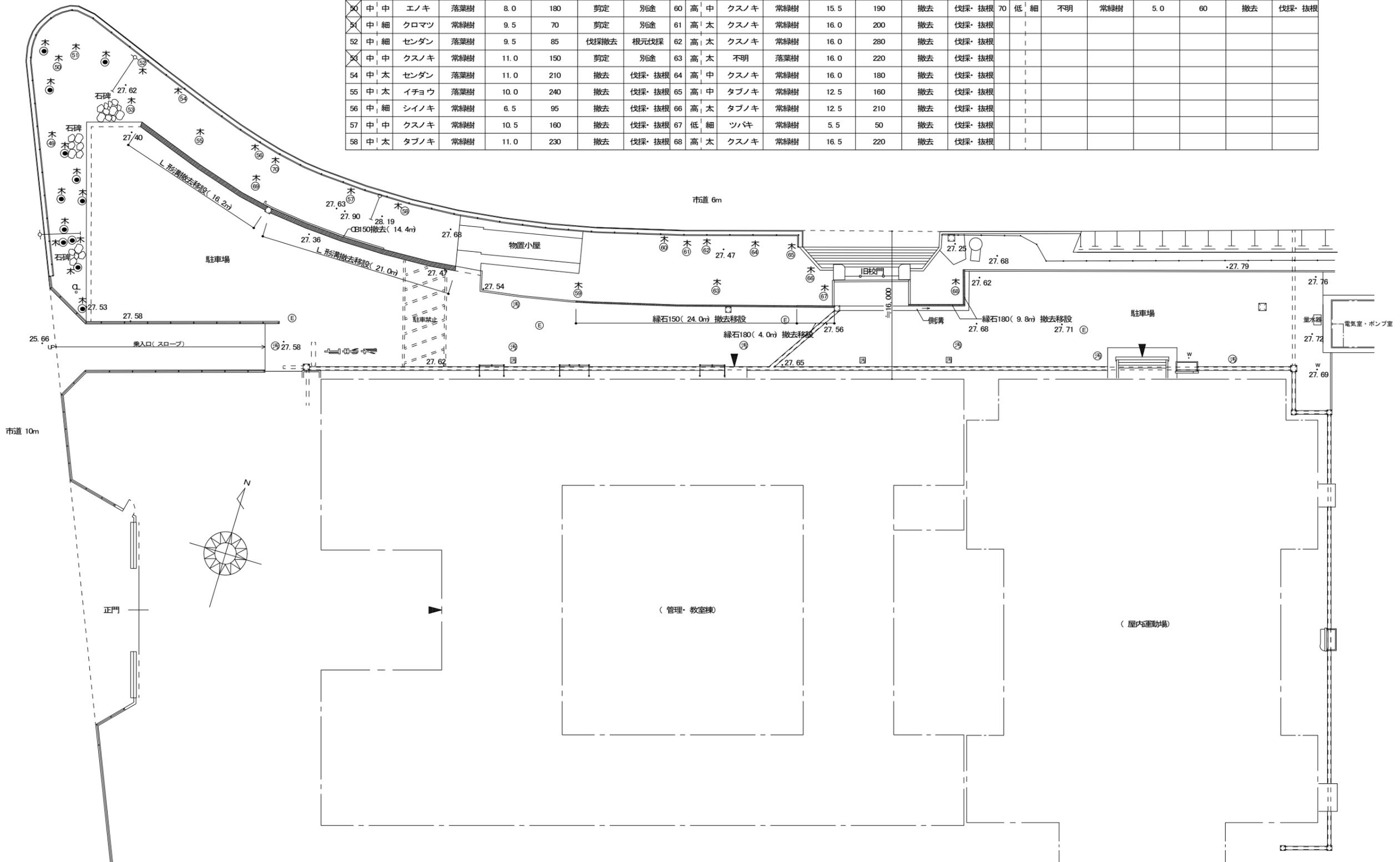
23	植栽及び屋上緑化工事	1 植栽地の確認等	土壌の水素イオン濃度指数 (pH) 試験 ・ 行う ・ 行わない [23.1.3] 電気伝導度 (EC) の試験 ・ 行う ・ 行わない
		2 植栽基盤の整備	樹木の植栽基盤の整備 ・ 適用する ・ 適用しない [23.2.2、4] 種 類 工 法 有効土層の厚さ (cm) 整備範囲 土壌改良材 ・ 樹木 ※A種 樹高12m以上 (※100 ・ 120 ・ 150) ・ 実張り部分 ・ B種 樹高7m以上~12m未満 (※80 ・ 100) ・ 植栽部分 ・ C種 樹高3m以上~7m未満 ※図示 ・ 適用する ・ D種 (※60 ・ 80) ・ 適用しない ・ ※B種未満 (※50 ・ 60) ・ ※芝、地被類 ※B種 ※20 ・ 植栽部分 ・ ※図示 ※図示 ・ 適用する ・ ・ 適用しない 組し、現状地盤より高さが上がる場合はD種とする。 植栽基盤の排水設備 ・ 設ける (※図示 ・) ・ 設けない ※ 現場発生土の良質土 ・ 寄土 [23.2.3] 土地改良材の適用 ・ 適用する ・ 適用しない [23.2.3] 種別及び指定量等 ・ バグ堆肥 ☑ 使 用 量 : 植栽基盤面積 1㎡あたり (・ 50L ・) 有機物の含有率 (乾物) : 70%以上 炭素窒素比 (C/N比) : 35以下 陽イオン交換容量 (乾物) : 70meq/100g以上 pH : 5.5~7.5 水分 : 55~65% 幼植物試験の結果 : 生育阻害その他の異常が認められない 窒素全量 (現物) : 0.5%以上 りん酸全量 (現物) : 0.2%以上 加里全量 (現物) : 0.1%以上 施工箇所の上層及び植栽する植物の性質から使用が不適な場合、及び調達困難な場合は監督職員と協議を行うものとする。 ・ 汚泥発酵肥料 (下水汚泥コンポスト) 「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令」の別表第一の基準に適合する原料を使用したもので、食害試験の調査の結果、害が認められないものとする。 使 用 量 : 植栽基盤面積 1㎡あたり (・ 10L ・) 有機物の含有率 (乾物) : 35%以上 炭素窒素比 (C/N比) : 20以下 pH : 8.5以下 水分 : 50%以下 窒素全量 (現物) : 0.8%以上 りん酸全量 (現物) : 1.0%以上 アルカリ分 (現物) : 15%以下 (ただし、土壌の酸度を矯正する目的で使用する場合はこの限りではない) 施工箇所の上層及び植栽する植物の性質から使用が不適な場合、及び調達困難な場合は監督職員と協議を行うものとする。
5	樹木	5 樹木	樹種、寸法、株立数等 ※図示 [23.3.2]
		6 支柱	支柱材 ※丸太 (間伐材) ☑ ・ 真竹 [23.3.2、3] 防虫処理方法 ※加圧式防虫処理丸太材 ・ 形式 ・ 図示 ・
7	幹巻き用材料	7 幹巻き用材料	材料 ※ 幹巻き用テープ ・ わら及びこも [23.3.2]
		8 芝	種類 ※ コウライシバ ・ ノシバ [23.4.2、3] 芝張りの工法 平地 ※目地張り ・ べた張り 法面 ・ 目地張り ※べた張り
9	吹付けは種	9 吹付けは種	[23.4.2] 種子の種類 発芽率 種子の量 (g/㎡) 備 考 ※洋芝類 (採取後2年以内) ※発芽率80%以上 ・ ・
		10 地被類	[23.4.2] 植物の種類 径 単位面積当たりの株数 芽立数 ・ ・

23	植栽及び屋上緑化工事(続き)	11 樹木札	支柱材 ※加圧式防虫処理丸太材 ・ 真竹 [23.3.2] 幹巻き用材料 ※幹巻き用テープ ・ わら及びこも [23.3.2] 樹木札 ※下記図による ・ 監督職員の承諾による (文字は黒ペンキ書きとする) (上・中木用)  ※引渡しの日から1年 ・ () [23.3.4] [23.3.6]
		12 樹木の枯損償	その他の特記事項

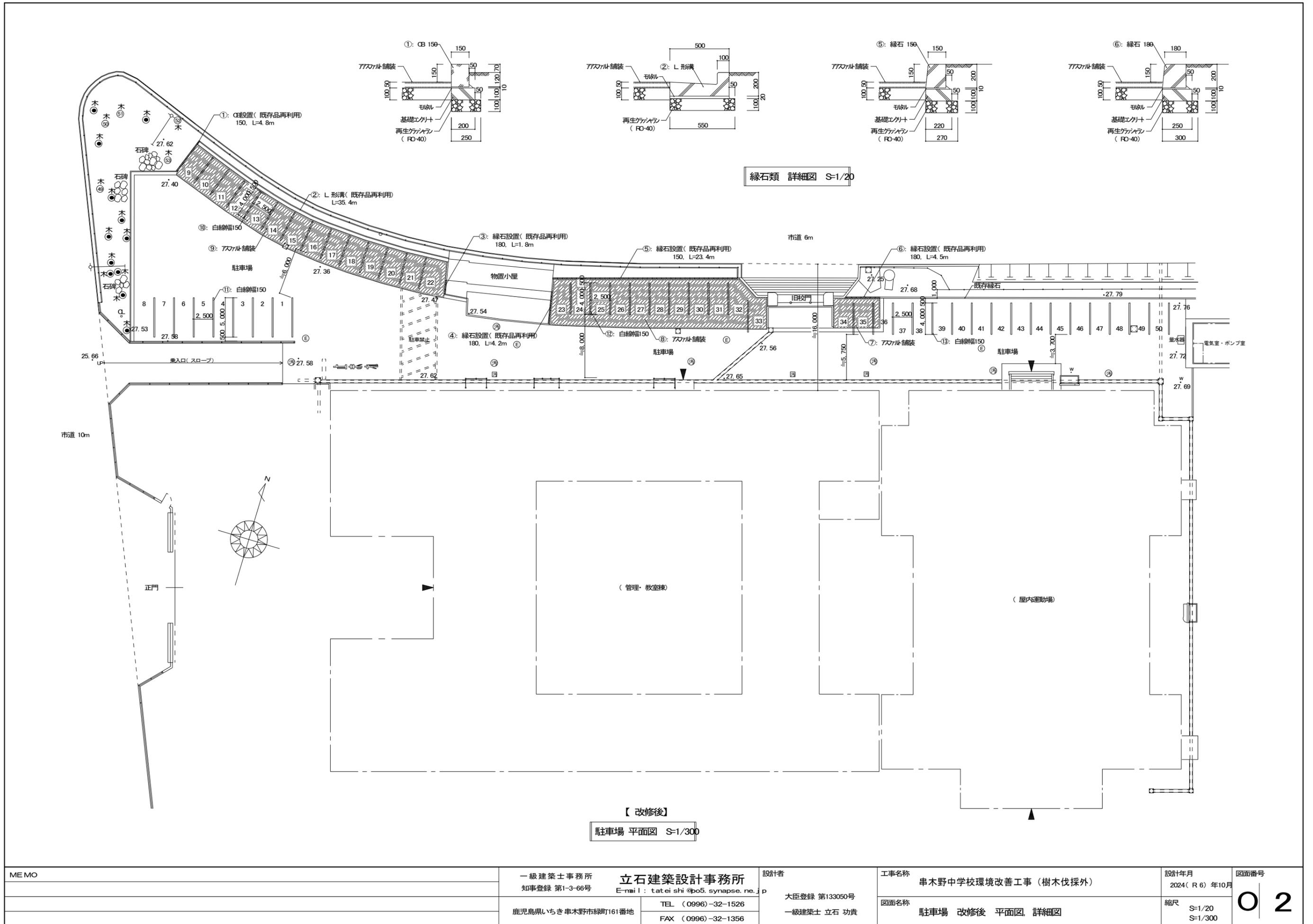
MEMO	工事名称 串木野中学校環境改善工事 (樹木伐採外)	設計年月 2024 (R 6) 年10月	図面番号
	図面名称 特記仕様書 3	縮尺 NO SCALE	A 3

※ 樹高区分 ・ 低: 6m未満 ・ 中: 6m~12m未満 ・ 高: 12m以上
 ※ 幹周区分 ・ 細: 100cm未満 ・ 中: 100cm~200cm未満 ・ 太: 200cm以上

番号	区分 樹高/幹周	樹種名	常落区分	樹高(m)	幹周(cm)	処理方法	備考	番号	区分 樹高/幹周	樹種名	常落区分	樹高(m)	幹周(cm)	処理方法	備考	番号	区分 樹高/幹周	樹種名	常落区分	樹高(m)	幹周(cm)	処理方法	備考		
49	低 細	イヌマキ	常緑樹	4.5	60	伐採撤去	根元伐採	59	中 中	エノキ	落葉樹	9.0	120	撤去	伐採・抜根	69	低 細	不明	落葉樹	4.0	60	撤去	伐採・抜根		
50	中 中	エノキ	落葉樹	8.0	180	剪定	別途	60	高 中	クスノキ	常緑樹	15.5	190	撤去	伐採・抜根	70	低 細	不明	常緑樹	5.0	60	撤去	伐採・抜根		
51	中 細	クロマツ	常緑樹	9.5	70	剪定	別途	61	高 細	クスノキ	常緑樹	16.0	200	撤去	伐採・抜根										
52	中 細	センダン	落葉樹	9.5	85	伐採撤去	根元伐採	62	高 太	クスノキ	常緑樹	16.0	280	撤去	伐採・抜根										
53	中 中	クスノキ	常緑樹	11.0	150	剪定	別途	63	高 太	不明	落葉樹	16.0	220	撤去	伐採・抜根										
54	中 太	センダン	落葉樹	11.0	210	撤去	伐採・抜根	64	高 中	クスノキ	常緑樹	16.0	180	撤去	伐採・抜根										
55	中 太	イチョウ	落葉樹	10.0	240	撤去	伐採・抜根	65	高 中	タブノキ	常緑樹	12.5	160	撤去	伐採・抜根										
56	中 細	シイノキ	常緑樹	6.5	95	撤去	伐採・抜根	66	高 太	タブノキ	常緑樹	12.5	210	撤去	伐採・抜根										
57	中 中	クスノキ	常緑樹	10.5	160	撤去	伐採・抜根	67	低 細	ツバキ	常緑樹	5.5	50	撤去	伐採・抜根										
58	中 太	タブノキ	常緑樹	11.0	230	撤去	伐採・抜根	68	高 太	クスノキ	常緑樹	16.5	220	撤去	伐採・抜根										



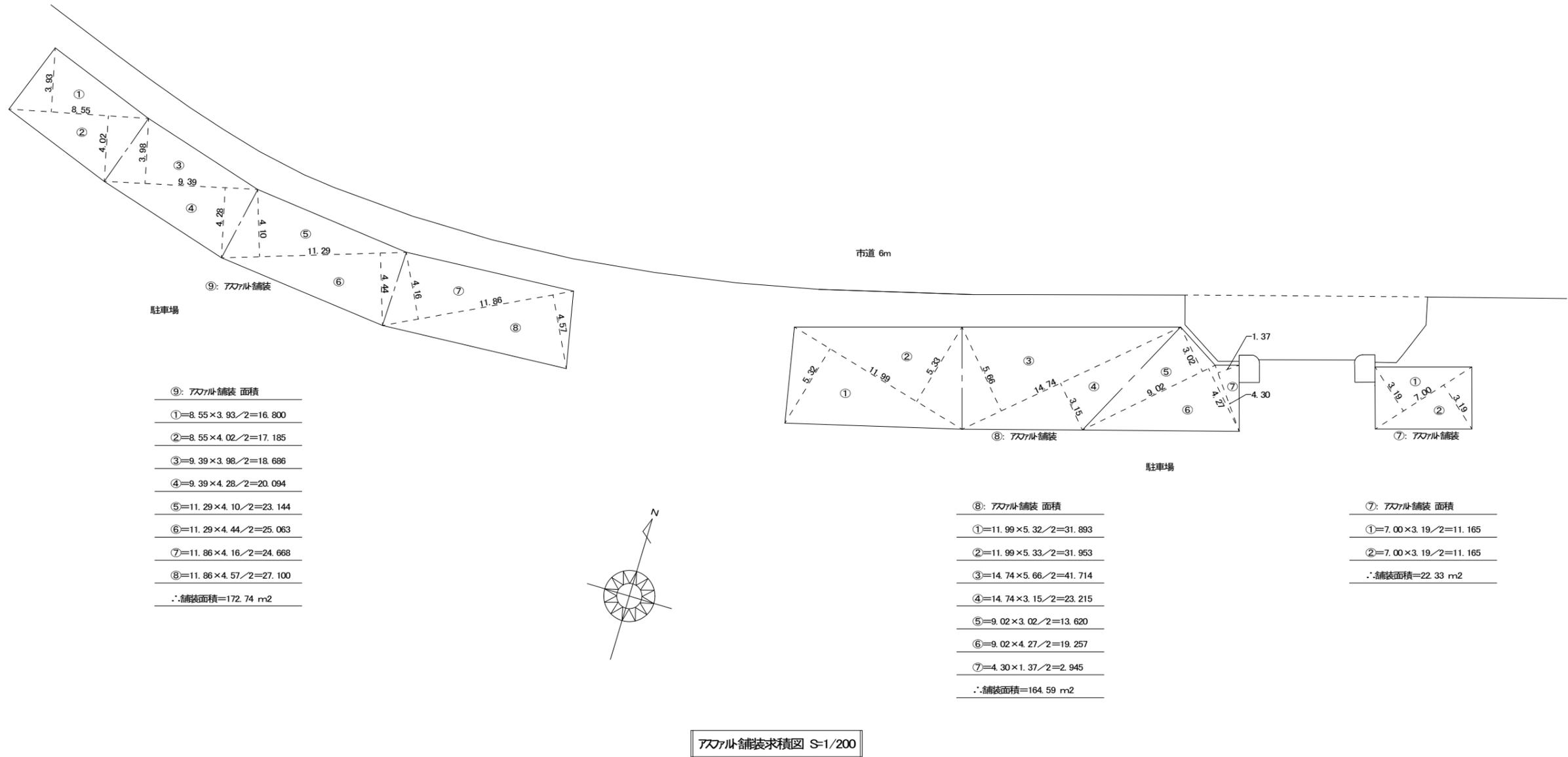
【改修前】
 駐車場 平面図 S-1/300



MEMO	一級建築士事務所 知事登録 第1-3-66号	立石建築設計事務所 E-mail : tateishi@po5.synapse.ne.jp	設計者 大臣登録 第133050号 一級建築士 立石 功貴	工事名称 串木野中学校環境改善工事 (樹木伐採外)	設計年月 2024 (R6) 年10月	図面番号
	鹿児島県いちき串木野市緑町161番地	TEL (0996)-32-1526 FAX (0996)-32-1356		図面名称 駐車場 改修後 平面図 詳細図	縮尺 S=1/20 S=1/300	02

外構工事 数量表

名称	形状	数量	備考
L形溝: 撤去移設	500×200×100, L=600	撤去=16.2+21.0=37.2m, 移設=35.4m	
縁石: 撤去移設	150×200, L=600	撤去=24.0m, 移設=23.4m	
縁石: 撤去移設	180×200, L=600	撤去=4.0+9.8=13.8m, 移設=10.5m	
エグレットブロック: 撤去	150×190×390	撤去=14.4m, 移設=4.8m	
アスファルト舗装	厚50, 路盤(FC-40)厚100	面積=172.74+164.59+22.33=359.66m ²	密粒度アスファルト舗装 表層アスファルト厚50
区画線設置	白線 幅150	新設舗装面: 長さ=4.0m×25=100m 既設舗装面: 長さ=5.0m×8+4.0m×15=100m	



⑨: アスファルト舗装 面積

- ①=8.55×3.93/2=16.800
- ②=8.55×4.02/2=17.185
- ③=9.39×3.98/2=18.686
- ④=9.39×4.28/2=20.094
- ⑤=11.29×4.10/2=23.144
- ⑥=11.29×4.44/2=25.063
- ⑦=11.86×4.16/2=24.668
- ⑧=11.86×4.57/2=27.100
- ∴舗装面積=172.74 m²

⑧: アスファルト舗装 面積

- ①=11.99×5.32/2=31.893
- ②=11.99×5.33/2=31.953
- ③=14.74×5.66/2=41.714
- ④=14.74×3.15/2=23.215
- ⑤=9.02×3.02/2=13.620
- ⑥=9.02×4.27/2=19.257
- ⑦=4.30×1.37/2=2.945
- ∴舗装面積=164.59 m²

⑦: アスファルト舗装 面積

- ①=7.00×3.19/2=11.165
- ②=7.00×3.19/2=11.165
- ∴舗装面積=22.33 m²